

碧南市外部公益通報者の保護に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。

）第13条第2項の規定に基づき、公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）（令和4年6月1日消費者庁。以下「地方公共団体向けガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、外部の労働者等からの法に基づく公益通報及びその他の法令違反等に係る通報等を適切に取り扱うため、市が講じるべき措置等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外部の労働者等 通報内容となる事実に関係する事業者に係る次の者をいう。

ア 当該事業者には雇用されている労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者

イ 当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者

ウ 当該事業者と契約関係にある事業者（以下「取引先事業者」という。）の労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者

エ 当該事業者及び取引先事業者の役員

オ アからエまでに規定するもののほか、当該事業者の法令順守を確保する上で必要と認められる者

(2) 通報対象事実 法第2条第3項各号に規定する通報対象事実をいう。

(3) 通報 通報対象事実又はその他の法令違反等が生じ、又はまさに生じようとしてい
ると思料して、その旨を知らせることをいう。

(4) 相談 通報に先立ち又は関連して必要な助言を受けることをいう。

(5) 通報等 通報又は相談をいう。

(6) 通報者 通報をした者をいう。

(7) 通報者等 通報又は相談をした者をいう。

(8) 受付 市に対してなされた通報又は相談を受けることをいう。

(9) 主管課 通報内容となる事実に係る事務を所掌する課等をいう。

(10) 通報者等を特定させる事項 通報等をした者が誰であることを排他的に認識することができる事項をいう。

(11) 不利益な取扱い 通報等をしたことを理由とする事業者、事業者役員等からの懲戒処分その他の不利益な取扱いをいう。

(組織体制)

第3条 市は、外部の労働者等からの通報等への対応する体制を整備し、通報対応業務を統括する総括通報等責任者を置くこととし、総務部長をもってこれに充てる。

2 総括通報等責任者は、通報等への対応に係る規程類の整備、教育研修の実施、通報に係る調査の進捗等の管理その他通報等への適切な対応の確保に係る事務を統括する。

3 総括通報等責任者は、前項に規定する事務を通報等責任者に行わせることができるものとし、通報等責任者は、主管課の長をもって充てる。

(通報等責任者及び通報等担当者の業務等)

第4条 通報等責任者は、主管課において、通報に係る調査の進捗等の管理、職員が教育研修を受講する機会の確保その他通報等への適切な対応の確保に係る事務を掌理する。

2 通報等責任者は、主管課の職員の中から、通報等担当者を指定する。

3 通報等担当者は、通報等責任者を補佐し、主管課における通報等の管理、通報者等との連絡その他通報等への対応に係る事務を担当する。

(通報相談窓口)

第5条 市に対して外部の労働者等からなされる通報等を一元的に取り扱う窓口（以下「通報相談窓口」という。）を総務部行政課に置くこととし、総括通報等責任者がこれを統括する。

2 通報相談窓口は、次に掲げる事務を取り扱う。

(1) 市に対してなされる通報等の受付に関すること。

(2) 通報者等との連絡調整に関すること。

(3) 主管課との連絡調整に関すること。

3 通報相談窓口を経由せず、主管課に対して直接通報等があった場合、当該主管課は、当該通報等を通報相談窓口に取り次ぎ、通報相談窓口は、当該通報等を次条の通報等と同様に受け付ける等の対応をとる。

(受付の範囲及び取扱い)

第6条 通報相談窓口は、外部の労働者等からの次の各号に掲げる事実についての通報を

受け付ける。

(1) 通報対象事実

(2) 前号に定めるもののほか、地方公共団体向けガイドラインに規定する法に基づく公益通報に準ずる通報の対象となる事実

2 通報相談窓口は、通報等があったときは、誠実かつ公正に通報等に対応し、正当な理由なく通報等の受付を拒んではない。

(受付手続)

第7条 通報相談窓口は、通報等を受け付けたときは、通報等に関する秘密保持（個人情報以外の通報者等を特定させる事項の秘密保持を含む。以下同じ。）及び個人情報の保護に留意しつつ、通報等への対応に必要な事項を通報者等に確認する。ただし、通報者等の同意が得られない場合その他確認に支障がある場合は、この限りでない。

2 通報相談窓口は、通報等を受け付けたときは、次に掲げる事項を通報者等に説明する。ただし、通報者等が望まない場合、匿名による通報等であるため通報者等への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(1) 通報等への対応に関与する職員には秘密保持義務があり、通報者等を特定させる事項その他通報等に係る情報の共有は制限されるなど、通報等に関する秘密は保持されること。

(2) 個人情報は保護されること。

(3) 通報等の受付後の手続の流れに関すること。

3 前項において、書面、電子メール等、通報者等の到着を確認できない方法によって通報等がなされた場合には、通報等の到着を確認次第、通報等を受領した旨を通報者等に対して遅滞なく通知する。

(受付時の対応)

第8条 通報相談窓口は、通報等を受け付けたときは、その内容により、次の各号のいずれかの措置を講ずる。

(1) 通報等の対象となる事実についての処分又は勧告等の事務を分掌する部署を市が有するときは、適切な主管課に通報を取り次ぎ、主管課は責任をもって調査に当たること。

(2) 通報等の対象となる事実についての処分又は勧告等の事務を分掌する部署を市が有しないときは、通報者に対して、当該事実について処分又は勧告等の権限を有する行

政機関の教示（以下「教示」という。）を遅滞なく行うこと。

（受付後の手続）

第9条 主管課は、次の各号のいずれかに該当する場合には、正当な理由がある場合を除き、通報について調査を実施する。

（1）法第3条第2号及び法第6条第2号に定める公益通報をされた場合

（2）前号に定める場合のほか、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合

2 主管課は、市が処分又は勧告等をする権限を有するものであるとして通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を当該通報者に遅滞なく通知しなければならない。ただし、匿名による通報者及び特に通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

3 主管課の長は、前項の通知をしたときは、総務部行政課長に報告する。

（教示）

第10条 主管課は、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになった場合は、当該他の行政機関を、通報者に対して遅滞なく教示しなければならない。

（調査の実施）

第11条 主管課は、通報に係る秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、通報者が調査の対象となる事業者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を実施する。

2 総括通報等責任者及び通報等責任者は、調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理する。

3 主管課は、調査結果について、速やかに取りまとめ、通報者に対して通知する。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

4 前項の通知は、利害関係人の秘密、信用、名誉及び個人情報に配慮して行う。

5 主管課の長は、第3項の通知をしたときは、総務部行政課長に報告する。

（調査結果に基づく措置）

第12条 主管課は、前条の調査を行った結果、通報対象事実があると認められるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）を講じな

ればならない。

- 2 主管課は、前項の措置を講じたときは、速やかに取りまとめ、通報者に対して通知する。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。
- 3 前項の通知は、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮して行う。
- 4 主管課の長は、第2項の通知したときは、総務部行政課長に報告する。

(協力の義務)

第13条 市は、通報対象事実又はその他の法令等に違反する事実について、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が市の他にもある場合においては、当該行政機関と連携して調査を行い、措置を講ずる等、相互に緊密に連絡し協力する。

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第14条 通報等への対応に関与した職員（通報等への対応に付随する職務等を通じて、通報等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

- 2 通報等への対応に関与した職員は、当該対応手続において知り得た個人情報の内容をみだりに他人へ知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 通報等への対応に関与した職員は、通報等に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報等への対応の各段階（通報等の受付、教示、調査、措置及び通報者等への結果の通知の各段階をいう。以下同じ。）及び通報等への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。
 - (2) 通報者等を特定させる事項については、調査等の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと（通報対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。）。
 - (3) 通報者等を特定させる事項を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等の書面、電子メール等による明示の同意を取得すること。
 - (4) 前号に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者等に対して明確に説明すること。
- 4 主管課における通報等への対応に際する秘密保持及び個人情報の保護については、前

3 項に定めるもののほか、個人情報保護に関する法令等に従う。

(利益相反関係の排除)

第15条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合、通報等への対応に関与してはならない。

- (1) 法令違反行為等の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者
- (2) 通報者等又は被通報者等と親族関係にある者
- (3) 通報等に係る事案に関する公正な調査や措置等の検討又は実施を阻害し得る者

2 通報相談窓口の担当職員は、自らが前項各号のいずれかに該当する通報等を受け付けた場合、他の職員に引き継ぐ。

3 通報等担当者は、通報等に係る事案の調査又は措置等の検討若しくは実行等の通報等への対応の各業務に着手する時点で、第1項各号のいずれにも該当しないことを確認し、そのいずれかに該当する場合、通報等責任者に報告する。

4 前項の報告を受けた通報等責任者は、前項の報告をした者を当該通報等に関与させてはならない。

5 通報等責任者は、通報等への対応の各段階において、通報等への対応に関与する者が当該通報等に利益相反関係を有していないか確認する。

(通報者等の保護)

第16条 市は、第14条の規定に正当な理由なく違反した職員に対しては、懲戒処分その他の適切な措置を講ずる。

2 主管課は、通報等への対応が終了するまでの間、必要に応じて、通報者等が不利益な取扱いを受けていないか確認する。

3 市は、通報対応の終了後においても、通報者等からの相談等に適切に対応するとともに、通報者等が、通報等をしたことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、通報者等の保護に係る必要なフォローアップを行うよう努める。

(意見又は苦情への対応)

第17条 通報相談窓口は、市における通報等への対応に関して通報者等から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努める。

2 前項の申出の内容が、通報等に関する秘密及び個人情報の漏洩、通報に関する調査及び措置の遅滞並びに不適切な調査の実施その他市の不適切な対応に関するものである場

合には、通報相談窓口は、総括通報等責任者に報告する。

- 3 前項の報告を受けた総括通報等責任者は、速やかに通報相談窓口及び当該通報等を取り扱う主管課における対応状況を確認し、法令に基づく措置その他適切な措置等を講じた上で、その結果を通報相談窓口から通報者等に通知させる。

(通報等への適切な対応の推進に関する事務)

第18条 総括通報等責任者は、市における通報等への適切な対応を推進するため、通報等への対応に関する規程等を整備するほか、法及び地方公共団体向けガイドライン並びにこの訓の内容等について、職員に対する研修その他適切な方法により、十分に周知する

附 則

この訓は、令和6年4月1日から施行する。